

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	津市 個人住民税、森林環境税の賦課及び証明書発行に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は個人住民税、森林環境税の賦課及び証明書発行における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

津市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務
②事務の概要	津市市税条例及びその他市税に関する法律または森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等に基づき行う以下の個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。（「（別添1）事務の内容」を参照） 【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付（紙、電子媒体、eLTAX） ・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付（紙、eLTAX） ・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付（紙、申請管理、国税連携） 【当初賦課決定事務】 ・個人毎の課税資料を元に、税額の計算、徴収区分等の決定を行う。 ・賦課決定内容及び税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。 【賦課更正事務】 ・賦課決定通知後に各種調査や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課内容の変更を行う。 ・賦課変更内容及び変更後の税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。 【調査事務】 ・適正な賦課のため、課税資料や扶養内容等について調査を行う。調査の結果、申告内容に変更が生じた場合には「賦課更正」を行う。 【証明書発行事務】 ・関係システムを使用し、個人住民税及び森林環境税に関する証明書を発行し交付する。 ＜中間サーバにおける事務の内容＞ ・情報提供ネットワークシステム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）（以下「番号連携サーバー」という。）とデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会や提供等の業務を行う。
③システムの名称	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
--------	--

②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び当該主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠） 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（24の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠） 番号法施行令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3276
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 政策財務部市民税課 市民税担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3130
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。 (例)住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	I－5－② 所属長	市民税課長 樋口 智子	市民税課長 丸山 美由紀	事後	
平成28年6月1日	II－1 対象人数 いつ時点の 計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	I－3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
平成29年6月1日	I－4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供 の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、 第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が 含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、 23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、 66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、113、114、 115、116、117、120の項） （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、 第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法律に基づく条例によ る地方税の賦課徴収に関する事務」となってい るもの：27の項	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供 の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、 第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が 含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、 23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、 65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、 92、94、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120の項） （行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令（以 下「別表第2省令」という。）における情報提供の 根拠）第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、 第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19 条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、 第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28 条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35 条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40 条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、 第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条 の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55 条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、 第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法律に基づく条例によ る地方税の賦課徴収に関する事務」となってい るもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条	事後	
平成29年6月1日	II－1 対象人数 いつ時点の 計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	I－4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供 の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、 第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が 含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、 23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、 65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、 92、94、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120の項） （行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令（以 下「別表第2省令」という。）における情報提供の 根拠）第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条 の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第 28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35 条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40 条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、 第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条 の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55 条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、 第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法律に基づく条例によ る地方税の賦課徴収に関する事務」となってい るもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供 の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、 第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が 含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、 23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、 65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、 92、94、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、119の項） （行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令（以 下「別表第2省令」という。）における情報提供の 根拠）第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19 条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第 22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条 の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第 31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36 条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43 条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の 2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50 条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58 条、第59条、第59条の2、第59条の3 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、 第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法律に基づく条例によ る地方税の賦課徴収に関する事務」となってい るもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条	事後	
平成30年6月1日	II－1 対象人数 いつ時点の 計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	5	市民税課長 丸山 美由紀	市民税課長	事後	
令和1年5月31日	II－1 対象人数 いつ時点の 計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	II－2 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	
令和2年2月28日	I-1-② 事務の概要	なし	【証明書発行事務】 ・関係システムを使用し、個人住民税に関する証明書を発行し交付する。	事前	
令和2年2月28日	I-1-③ システムの名称	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、課税ファイリングシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、課税ファイリングシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年5月30日	I-1-③ システムの名称	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、課税ファイリングシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム	事後	
令和4年5月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、課税ファイリングシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
令和4年5月30日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120、121の項） （番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120、121の項) (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。))における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (別表第2省令における情報照会の根拠) 第20条	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。))における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (別表第2省令における情報照会の根拠) 第20条	事後	
令和5年5月30日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年5月30日	評価書名 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		「森林環境税」の追加	事後	
令和6年5月30日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月30日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	I－3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項及び別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年6月23日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。))における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (別表第2省令における情報照会の根拠) 第20条	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び当該主務省令第2条の表（主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠) 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境税の賦課徴収に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(24の項) (番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠) 番号法施行令第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月23日	I－9 規則第9条第2項の適用	なし	「規則第9条第2項の適用」事項及び「適用した理由」欄の追加	事後	
令和7年6月23日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	IV－8 人手を介在させる作業	なし	「人手を介在させる作業」事項、「人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か」欄及び「判断根拠」欄の追加	事後	
令和7年6月23日	IV－9 監査	IV－8監査	IV－9 監査	事後	
令和7年6月23日	IV－10 従業者に対する教育・啓発	IV－9従業者に対する教育・啓発	IV－10 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年6月23日	IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	「最も優先度が高いと考えられる対策」事項、「最も優先度が高いと考えられる対策」欄、「当該対策は十分か【再掲】」欄及び「判断の根拠」の追加	事後	
令和8年9月4日	評価書名	津市 個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務 基礎項目評価書	津市 個人住民税、森林環境税の賦課及び証明書発行に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和8年9月4日	個人プライバシー等の権利利益の保護の宣言	津市は個人住民税及び森林環境税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	津市は個人住民税、森林環境税の賦課及び証明書発行における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和8年9月4日	I－1 ②事務の概要	【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付（紙、電子媒体、eLTAX） ・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付（紙、eLTAX） ・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付（紙、国税連携）	【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付（紙、電子媒体、eLTAX） ・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付（紙、eLTAX） ・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付（紙、申請管理、国税連携）	事後	
令和8年9月4日	I－1 ③システムの名称	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム	事後	
令和8年9月4日	I－2 特定個人情報ファイル名	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバー、中間サーバー、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム	事後	
令和8年9月4日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年9月4日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	